



第1条 [名 称]

本会は千葉ポケットビリヤード連盟と称する。(略称C P B A : Chiba Pocket Billiards Association)

第2条 [目 的]

本会はポケットビリヤードの健全なる発展と向上を目指し、会員の技術向上、正しいマナー・ルールの修得を目的とする。

第3条 [構 成]

本会は性別・年齢・職業の区別なく、ビリヤードを愛好する紳士淑女により会員を構成する。

第4条 [事 業]

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. マンスリートーナメントの開催
2. 各種競技会の企画・運営並びに参加
3. その他必要と認めた事業

第5条 [会 員]

1. 本会に加入するには、第11条に定める入会資格を全て満たすことを必要とする。
2. 会員の退会は自由とするが、その理由を申し出なければならない。
3. 本会に加入した際は、本規約に全て同意したものとする。
4. 本会の規約に反し、又は本会の名誉を著しく傷つけた時は、理事会の決議により除名処分にする可能性がある。尚、除名された者の再入会は認めない。

第6条 [役 員]

本会は次の役員を置く。

1. 理事長1名、副理事長数名、事務局長1名、会計1名、理事数名。
その他顧問、相談役、本会が必要と認めた役員を置くことができる。
2. 理事長は会員の互選により選出する。
その他の役員は総会の承認により選出する。
3. 役員任期は1年とし、再選を妨げない。
役員を補欠選出した時は、前任者の残存期間とする。
4. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代理する。
5. 顧問、相談役は、理事長の諮問に答えると共に、すべての会議に出席して意見を述べるができる。
但し、議決権は持たない。

第7条 [会 議]

会議をわけて、定時総会、臨時総会、理事会とする。

1. 定時総会は年1回12月に行う。
2. 臨時総会、理事会は必要に応じて理事長がこれを招集する。
3. 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その決議は出席者の過半数による。
4. 理事会の成立は、理事の3分の2以上の出席を要する。
尚、決議は出席理事の過半数による。

第8条 [会 計]

1. 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。
2. 本会の経費は次に掲げるものを以ってこれにあてる。
 - イ. 入会金および月会費
 - ロ. 事業収入
 - ハ. 寄付金
 - ニ. その他

第9条 [会費]

1. 本会会員は以下に定める会費を納めること。
 - イ. 入会金 5,000 円 入会金は入会時に1度だけ納めるものとする。但し、女性および学生は入会金を免除とする。
 - ロ. 月会費 2,000 円 月会費は入会期間中の全ての期間において発生する。
月途中の入会および月途中の退会に関して日割り等の減額措置は行わない。
第11条に定める休会中の会員は、その期間の月会費を免除とする。
 - ハ. 例会参加費 1,500 円 例会参加費は入会期間中の全ての期間において発生する。
但し、女性および学生は 1,000 円とする。
尚、月例会の前日(24 時前)までに所定の方法にて欠席表明を行う場合には当月の例会参加費を免除とする。
2. 月会費および例会参加費の前払い制度を設け、以下の通りに実施する。
 - イ. 当月分の会費は参加できない場合も含めて前月中に、事前に会計役に納めるか所定の会計口座に振り込むこと。
 - ロ. 当条2項イ号が行われていない場合、当月の月例会への参加に対しこれを認めない。
但し、入会希望者および研修生に於いては当日払いを認める。
3. 会費納入について前払いによる優遇措置を設ける。
 - イ. 月会費5ヶ月分の一括前払いをする場合、これを6ヶ月分として認める。
 - ロ. 月会費10ヶ月分の一括前払いをする場合、これを12ヶ月分として認める。
 - ハ. 月会費と例会参加費をまとめて5ヶ月分の一括前払いをする場合、これを6ヶ月分として認める。
 - ニ. 月会費と例会参加費をまとめて10ヶ月分の一括前払いをする場合、これを12ヶ月分として認める。
 - ホ. 上号に於いて前払いをした月会費は、途中退会等いかなる場合でも返還は行わない。
4. 会費滞納について
会費を3ヶ月間滞納した場合は警告を發し、6ヶ月間滞納した場合は除名処分とする。
尚、本会在籍期間中に発生した会費の未納分については、本会の指定する期間内に全て納めるものとする。
また、本会在籍期間中に前払いした余剰分については、前払いにより付与された会費免除期間分を除いた金額を全額返却する。これは前払いにより付与された会費免除期間が実際に支払われた期間の後に付与される概念からである。

第10条 [手当]

1. 以下の役員に対し、その功労を賞し役員手当を支給する。
 - イ. 役員手当は翌年の月会費および例会参加費のそれぞれ2ヵ月分の免除とする。
 - ロ. 支給対象期間に本会に在籍しない者について、月会費の等価分を支給するなどの代替措置は行わない。
対象役員：2011年度の総会により、所定の役割を担う役員全員に与えることとする。
2. 理事会開催のために発生した経費については会計役承認の下、本会より支給する。
3. 以下の地方開催の対外試合出場者に対し、本会より遠征費用の一部を支給する。
 - イ. 支給額面については、会計役承認の下、理事会において随時決定する。
 - ロ. 対外試合出場者のための応援に行く者に対して旅費の一部を支給することもあり、その支給有無についても会計役承認の下、理事会において随時決定する。
対象対外試合：都道府県対抗戦、全日本アマチュアPB選手権、名人戦B級戦、名人戦A級戦、名人位決定戦
球聖位戦東西決定戦、球聖位決定戦、全日本選手権、アジア大会予選、ワールドゲームス予選
4. その他、用途に応じて必要な経費は理事会および会計役承認の下、これを支給する。

第11条 [休会]

1. 事情により本会の活動の参加が難しい者は、理事長の許可を得て休会とすることができる。
 - イ. 休会は本会在籍中に1回のみ、最大6ヶ月までの期間とする。

第12条 [入会試験]

1. 本会に加入するには以下を全て満たすことを必要とする。
 - イ. 本会会員の推薦を受けたのち、月例会への参加許可を推薦者が理事長から事前に得ること。
 - ロ. 上記イ号を満たした後、本会の開催する月例会に入会希望者として参加すること。
 - ハ. 上記ロ号を満たした後、同日同会場にて以下の実技試験に合格すること。
 - ・入会希望者として参加した月例会会場にてボウラードゲームを行う。
 - ・80点を合格点とし、80点を越えた時点でゲーム終了とする。
 - ・ボウラードゲームのルールはNBA制定の競技規定に準拠する。
 - ・使用する台は本会が指定するものとし、本会会員1名以上のレフリーを置く。

- ・実技試験中、入会希望者は本会の指示に従うこと。
- 二、上記ハ号を満たした後、理事会において入会の承認を得ること。
- ・本人には承認の可否を通知するが、可否となった理由については非公開とする。
 - ・推薦者はこの理事会には出席することができず、推薦者が役員であっても同様とする。
2. 入会試験は何度でも再受験することができる。
- ただし、再受験のたびに上記1項の全てを満たす必要があり、考査過程の一部免除等は認めない。

第13条 [ランキング]

1. 各月例会の成績によって与えられるマンスリーポイントと、
予め定められたその年の競技大会の成績によって与えられる対外試合ポイントの合計にて年間ランキングを決める。
マンスリーポイントおよび対外試合ポイントは別紙のポイント付与基準に従う。

第14条 [月例会]

1. 予め定められた日に行われる月例会の試合形式を以下に定める。
- イ、ローテーションゲーム、45秒ルール採用、1ラックに1回45秒のエクステンション採用をそれぞれ採用する。
その他必要に応じて都道府県対抗戦と同様の試合ルールとなるよう適宜ルールを調整する。
- ロ、予選を2リーグに分け、それぞれのリーグにて1人あたり6試合を行う。
尚、参加人数が13名以下の場合には1リーグにて行う。
- ハ、予選を2リーグに分けは以下の優先順により上位から決め、奇数人数の場合はリーグAを奇数人とする。
- a. 前回目例会の上位順。に
- b. 前回不参加者の、その時点の最新ランキング順。
尚、ランキング同位の場合には氏名の50音順とする。
- c. 入会希望および研修性の氏名50音順。
- ハ、予選Aリーグの上位2名にて決勝戦を行う。
2. 以下の方法にて月例会の順位を定める。
- a. 各リーグ毎に、以下の判断基準で順位を決める。
勝数(多い者が上位) > 得点数(多い者が上位) > 失点数(少ない者が上位)
但し、リーグAに於いては決勝戦の勝者を1位、決勝戦の敗者を2位とする。
- b. リーグAの下位とリーグBの上位を入れ替える。
入れ替える人数はリーグAの半数(端数は切り捨て)とする。
- c. リーグAを上位、リーグBを下位とした順位を当月の総合順位とする。
3. 月例会の開始時刻の時点で会場に到着していない者の試合への参加を認めない。
但し、予め十分に間に合う時間に到着する予定で向かっているにも関わらず公共交通機関の大幅な遅延により間に合わない場合、開始時刻前に事前に理事長へ報告し理事長が正当と認めた場合には参加できる。
4. 月例会でのベストおよびネクタイを忘れた者は試合への参加を認めない。
但し、入会希望者・研修生・入会直後でベストが無い者についてはベストの非着用参加を認める。
5. 運営のみの参加となった者には、月例参加者の最下位者の次点のマンスリーポイントを付与する。
該当者が複数名居る場合、それぞれ同点のマンスリーポイントが付与される。
6. 試合中は選手・レフリーともに禁煙とする。
7. マンスリーと他競技大会の同日開催について
マンスリーと他競技大会の開催日が同日の場合、NBAもしくはNBA公認団体の主催する公式競技大会への参加を優先することは認める。但し、上記以外の競技大会(ハウストーナメント等)参加を優先することは認めない。
尚、上記に該当する公式競技大会へ参加するためにマンスリーを止むを得ず欠席する場合、その対外試合ポイントに加え当該マンスリーにおける最下位者の次点のマンスリーポイントを付与する。
該当者が複数名居る場合、それぞれ同点のマンスリーポイントが付与される。

第15条 [研修生制度]

1. 月例会に会員以外の者が参加できる研修生制度を以下に定める。
- イ、月例会への参加希望者には、本会会員でなくとも3回まで研修生として月例会に参加できる権利を与える。
但し、本会が特別に招待するプレイヤーについては参加回数の制限を設けない。
- ロ、研修生としての参加費は一般3,500円、女性および学生は3,000円とする。

第16条 [都道府県対抗戦出場資格]

1. 全日本都道府県対抗ポケットビリヤード選手権大会(以下：都道府県対抗戦)の出場枠5名について以下に定める。
 - イ. 前年総合ランキング1位の者に出場権を付与する。
尚、上記出場権獲得者が本会退会や出場辞退等により出場できない場合でも、ランキングによる繰上げは行わず、空いた出場枠は都道府県対抗戦代表者選考会に振り分ける。
 - ロ. 前年月例会ランキング1位の者に都道府県対抗戦の代表権を付与する。
但し、本号該当者とイ号該当者と同一人物の場合には、前年月例会ランキング2位の者に出場権を付与する
尚、上記出場権獲得者が本会退会や出場辞退等により出場できない場合でも、ランキングによる繰上げは行わず、空いた出場枠は都道府県対抗戦代表者選考会に振り分ける。
 - ハ. 記イ号に該当しない、前年の月例会6回以上の出席者で、
かつ、及び前年月例会ランキング10位までの者は、都道府県対抗戦代表者選考会への参加権が付与される。
 - ニ. 代表権保持者が辞退した場合には予選会における次点者に代表権を繰り上げる。
2. 都道府県対抗戦の代表者選考会の内容を以下に定める。
 - イ. 1次予選として、選考会参加有資格者全員の総当たり戦を行い、成績上位5名を2次予選への通過者とする。
 - ロ. 2次予選として、1次予選通過者にて総当たり戦を行う。
 - ハ. 2次予選参加者の内、1次予選と2次予選の結果(勝敗数、得失点)の総合成績で上記の者に代表権を付与する。

第17条 [大会招待枠]

1. 本会が対外試合の招待権およびシード枠を得た場合、以下のとおり有資格者を定める。
 - イ. 対外試合ポイント付与規定AおよびBおよびCに相当する対外試合の場合、
前年総合ランキング最上位者より順次有資格者とする。
 - ロ. 対外試合ポイント付与規定DおよびGに相当する対外試合の場合、
当該対外試合の最も直近に行われる月例会を前以って予選会とし、最上位者より順次有資格者とする。
 - ハ. 対外試合ポイント付与規定Eに関しては別に定める。
 - ニ. ロ号に関し、突然の招待権およびシード枠の発生により前以って月例会を予選会の代替とできなかった場合、
イ号の有資格者選定方法を採用する。

第18条 [付則A]

1. 本会の規約を変更する時は、総会に於いて3分の2以上の多数決議を必要とする。
2. 本規約は、別に定める付則を設けこれを補助する。
3. 本規約の項目に無い事項が発生した時は、理事会において決議する。
4. 本規約は昭和63年9月1日より施行する。

[付則B]

1. プロテスト受験者は、事前に本会に申請しなければならない。
無断受験した場合は、本会退会の上、受験日より1年間はJAPPA、NBAが主催・主管する全ての競技会に出場することが出来ない。
尚、以後の再入会は認めない。
2. プロテスト受験者は、連盟員の品位をもって参加すること。
尚、結果発表後1週間以内に進退を定め、理事長に申し出ること。
3. プロ協会会員から退会した場合は、1年間は本会に戻ることが出来ない。
又、その間はJPBA、JAPPA、NBA主催、主管の試合に出場することは出来ない。
もし、出場した場合は、以後2年間すべての競技大会に出場できないものとする。
4. 大会主催者側に於いて、優勝賞金に対して疑問がある場合はJAPPA、またはNBAに事前に相談した上で開催すること。

マンスリーポイント付与規定

1位 65 2位 59 3位 54 4位 50
5位 47 6位 45 7位 44 8位 43

以下、順位が下がるにつれ、1ポイントずつ引く。

※ 止むを得ずマンスリー開催日にCSカードを必要とする公式戦に参加した者には、
当該マンスリー最下位者のポイントより1ポイント引いたポイントをマンスリーポイントとして付与する。

対外試合ポイント付与規定

区分	大会形式・規模	クラス	1位	2位	3位	ベスト8	ベスト16	ベスト32	予選突破	出場
A	主要オープン試合(ノーハンデ戦)	各級	120	90	60	40	30	20	10	
B	主要オープン試合(ハンデ戦)	各級	90	60	40	30	20		10	
C	アマ連主催全国大会 及び、同等規模の大会	A級	90	60	40	30	20		15 (10)	
		B・L級	60	40	30	20	15		10 (5)	
D	アマ連主催地方大会 及び、同等規模の大会	A級	60	40	30	20	10		5	
		B・L級	40	30	20	10	5			
E	全日本アマPB	各級	別表にて定める							
F	球聖戦	各級								
G	名人戦	各級								

- ※1. 各大会申込締切時までに事務局に予め参加表明をした上で出場した場合のみ、ポイント付与の対象とする。
 ※2. 大会によって3位決定戦が発生した場合等、4位でも3位と同等の対外ポイントを付与する。
 ※3. 区分Cの「出場」において、カッコ外は全国大会本選出場ポイント、カッコ内は地方予選出場ポイントとする。
 但し、全国大会予選の地方予選をCPBAマンスリーを代替とする場合にはポイント付与の対象外とする。
 また、全国大会本選出場者は本選出場ポイントと地方予選出場ポイントを重複して受けることはできない。

大会例

- A ジャパンオープン、全日本ローテ、オータムクィーンズ・・・
 B 関東オープン、ロリエオープン・・・
 C 全日本ローテ、全日本アマナイン、スポレク、国体記念大会・・・
 D 東日本〇〇、エキサイト、全関東、オール千葉、季節杯・・・

※対外試合ポイント付与規定 別表

E 全日本アマPB	
1位	130
2位	100
3～4位	70
5～6位	50
7～8位	40
9～16位	30
出場	20

F 球聖戦	
球聖位	150
1位	90
2位	60
3～4位	50
ベスト8	40
A級戦出場	30
B級戦出場	20
C級戦出場	10

G 名人戦	
名人位	150
1位	90
2位	80
3位	70
4位	60
5～6位	55
7～8位	50
9～12位	45
A級戦出場	40
B級戦出場	20
C級戦出場	10

改定履歴

- 2006年1月 総会の場において、対外ポイント付与基準を改定。2006年1月より適用する。
 マンスリーポイント付与規定は改定なし。従来の規定を継続施行する。
 2007年1月 総会の代替とする理事会の場において、対外ポイント付与基準を改定。2007年1月より適用する。
 2007年7月 緊急理事会の場において、名人戦のポイント付与基準を改定。2007年より適用する。

以上